

国道45号 釜石市両石地区 **交通規制** のお知らせ ～お急ぎの車・大型車は三陸沿岸道路をご利用ください～



福祉タクシー助成券を交付します

市は、在宅重度障がい者のタクシー利用料のうち、基本料金分について助成します。タクシーを利用する人はお申し込みください。昨年度分の福祉タクシー助成券（水色のもの）を持っている人は、本年度分と交換しますので持参してください。

受付開始日 4月1日(水)

受付場所 市地域福祉課（保健福祉センター2階）、各地区生活応援センター（釜石地区を除く）

給付枚数 24枚（令和2年度から枚数を増やして交付します）

持ち物 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害年金証書（精神障がいの場合）のいずれか

対象

- ①身体障害者手帳を持っている人で、視覚障害1級、下肢機能障害1級、体幹機能障害1級の認定を受けている人
- ②療育手帳を持っている人でA判定を受けている人
- ③精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人
または障害年金1級の項第10号（精神の障がい）を受けている人

※障がい者支援施設などに入所している人、自動車税・軽自動車税の免除を受けている人は該当しません

利用できるタクシー会社 文化タクシー☎23-5038（中妻町）、釜石タクシー☎22-3881（大町）、青葉タクシー☎23-5911（小川町）、中山福祉タクシー☎23-6615（小佐野町）、前勝タクシー☎28-3232（鶴住居町）、太陽タクシー☎28-1414（鶴住居町）、大槌タクシー☎42-2256（大槌町）、大安タクシー☎42-4131（大槌町）

問い合わせ 市地域福祉課 障がい福祉係 ☎22-0177

岩手県山火事防止運動月間（5月31日まで）

守りたい 森と未来を 炎から（山火事防止運動全国統一標語）

山火事の多くが、ちょっとした火の取り扱いの不注意から発生しています。次のことに注意して、山の緑を火災から守りましょう。

- ①強風時や乾燥時には、たき火、火入れ、野焼きをしない
- ②火災が起こりやすい枯草などのある場所では、たき火をしない
- ③たき火の場所を離れるときは、完全に消火する
- ④たばこの吸い殻を投げ捨てない

- ⑤森林の周囲1kmの範囲では、野焼きは火入れと見なされ、市長の許可が必要（農業、林業、漁業を営むために、やむを得ず行われる廃棄物の焼却や、たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却で軽微なものなどは許可不要）
- ⑥火遊びはしない

問い合わせ 市農林課 林業振興係 ☎27-8426